

1 2 月 2 5 日 (第 3 日)

12月25日（水）第3日 午前10時00分開議

出席議員

1 番	宮 下 成 美	2 番	寛 本 語
3 番	上 本 雄一郎	4 番	平 本 美 幸
6 番	古 居 俊 彦	7 番	長 坂 実 子
8 番	岡 野 数 正	9 番	平 川 博 之
10 番	沖 也 寸志	12 番	上 松 英 邦
13 番	吉 野 伸 康	14 番	浜 西 金 満
15 番	山 本 一 也	16 番	酒 永 光 志

欠席議員

美 濃 英 俊 沖 元 大 洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	土手 三生	教育長	岡田 學
総務部長	奥田 修三	企画部長	畑河内 真
危機管理監	佐野 数博	福祉保健部長	山田 浩之
産業部長	高橋 龍二	土木建築部長	西川 貴則
教育部長	矢野 圭一	消防長	米田 尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城 靖雄
議会事務局次長	長原 範幸
事務局専門員	流田 洋充

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	議案第 81号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第3	議案第 82号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第 83号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第 84号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第6	議案第 85号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第7	議案第 86号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

日程第 8	議案第 9 2 号	中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結について
日程第 9	議案第 9 5 号	令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 0	議案第 8 7 号	江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 8 8 号	江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 9 1 号	江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 1 3	議案第 9 3 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 1 4	議案第 9 4 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 1 5	議案第 9 6 号	令和 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 6	議案第 9 7 号	令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 7	議案第 9 8 号	令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	議案第 9 9 号	令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 1 0 0 号	令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	議案第 1 0 1 号	令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 1	発議第 7 号	江田島市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 2	発議第 8 号	核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書案について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（酒永光志君） ただいまから、令和 6 年第 5 回江田島市議会定例会、第 3 日を開きます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

沖元議員、美濃議員から欠席する旨、届出がありました。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（酒永光志君） 日程第 1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

これより、3 番 上本議員の一般質問を行います。発言を補完するためパネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。なお、申出のあった資料の写しをお手元に配付しておりますので、御参考としてください。

3 番 上本雄一郎議員。

○3 番（上本雄一郎君） おはようございます。3 番議員、政友会の上本雄一郎です。通告に従い、2 項目 7 点について質問をいたします。

まず、早瀬大橋の長期大規模改修工事の見学会の実施についてです。

昨年 10 月に架橋 50 周年を迎えた早瀬大橋は、現在も大規模な補修工事等が進められています。明岳前市長がいみじくも言われていたように、それは命の橋です。通勤や通学、通院の車のみならず、この橋を日夜、本市の救急車が行き来しております。

今後、土手市長が語られるように住民の暮らしに身近なところに投資を集中させるには市民の理解が欠かせません。

現在、江田島市ではインフラ整備計画の策定に取り組んでおりますが、工事見学会を開催することは、早瀬大橋に対する市民の理解と愛着を深めることにつながるのみならず、インフラ施設の維持管理一般に対する理解増進を図る上でも極めて有効な手段ではないかと考えます。

そこで、次の点について伺います。

1、早瀬大橋に係る工事の概要について。

2、広島県及び呉市と連携した工事見学会の実施について。

以上の 2 点です。

次に、中町・高田／宇品航路の今後の在り方について伺います。

去る 11 月 29 日の市議会全員協議会で、中町・高田／宇品航路の次期指定管理者の公募について説明がなされました。その際、執行部は、次期指定期間で収支を均衡させ、持続可能性を確保するため、運賃を 100 円値上げして 1,080 円にしたいとのはっきりとした説明を初めて議会側に対して行いました。

そこで、次の点について伺います。

- 1、次期5年間の指定管理者募集要項の策定に先立つ調査委託業務の概要について。
 - 2、運賃値上げが市民の負担感を増大させ、島離れや通院控えによる健康悪化につながるおそれについて。
 - 3、次期指定期間で指定管理料を設定する必要性について。
 - 4、爽快かつ快適な通学・通勤風景の発信による移住定住の促進について。
 - 5、ダイヤ改正による利便性の向上について。
- 以上、2項目7点について答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 上本議員から2項目7点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。質問が多岐にわたり、答弁が長くなりますので御容赦ください。

初めに、1項目めの、早瀬大橋の長期大規模改修工事の見学会の実施についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の、早瀬大橋に係る工事の概要についてでございます。

貝瀬大橋は、江田島市と本土を結ぶ唯一の陸上交通として市民の日常生活を支えるとともに、緊急時の円滑な救急救命活動を可能とする極めて重要な国道でございます。この橋は、昭和48年10月の開通から50年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、広島県が事業主体となって平成27年度から耐震補強と併せた補修工事を進めているところでございます。

工事の工程としましては、順次、調査、設計、橋梁の下部工事と進捗し、令和6年3月から橋梁の上部工事に着手しているところです。現在の工事は、全長623.5メートルのうち約100メートルの区間のみを発注いたしておりまして、その請負額は約22億円の大規模な工事となっております。このため、今後、残りの上部工事も相当な規模となることが予想されることから、着実な事業の推進について国や県に要望してまいりたいと思っております。

次に、2点目の、広島県及び呉市と連携した工事見学会の実施についてでございます。

現在、策定中の次期江田島市インフラ整備計画では、基本的方針の一つに、次世代へつなぐインフラマネジメントを掲げております。これを実現するためには、限られた財源の効果的な投資が不可欠であり、その前提として市民の皆様には施設の存在や役割について幅広い理解をいただく必要があると考えております。

工事見学会の実施は、こうした理解を得る手段として大変有益なものであり、工事の目的や建設のプロセス、技術等を知ることによりまして、公共工事に対する興味や関心が深まり、インフラ施設の重要性を感じていただけるものと思います。

特に早瀬大橋の工事は、ボルトで鋼板を固定する部材補強や地震のエネルギーを低減させる部材の設置など、特殊な技術を身近に感じる貴重な機会となるため、事業主体である広島県や工事関係者と見学会の実現に向けて協議をしていきたいと思っております。

こうした取組を通じて、今後も市民の皆様には道路や橋などのインフラ施策に対する理解をいただき、日々の暮らしに必要な施設が維持され、幸せな生活を営んでいくための

安心づくりが実現できるよう努めてまいります。

続きまして、2 項目めの中町・高田／宇品航路の今後の在り方についてでございます。

1 点目の、次期 5 年間の指定管理者募集要項の策定に先立つ調査委託業務の概要についてでございます。

まず、これまでの経緯を御説明させていただきます。

中町／宇品航路は、市の企業局により行政が直営で運行しておりましたが、平成 27 年 10 月から現在の指定管理者制度による運行に移行いたしました。その理由には、毎年のように生じる赤字に対して資金ショートが発生しないよう、一般会計から基準外の繰入れをしておりましたが、最終的には約 5 億円近い欠損金が積み上がる状態となっておりました。そのため、この航路を維持する手法として指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した効率的な運航体制へ転換を図ったものでございます。指定管理者制度を導入する際に、市民の皆様や当時の議員の皆様が懸念されていたのが、採算が合わなければ事業者が撤退するのではないかということでした。

このため、指定管理者を選定する際、市の職員だけで考えるのではなく、航路運航の実務に詳しい専門家の知見を取り入れ、適切な公募条件を設定すべきとの御意見を受け、平成 27 年 10 月から 5 年間について専門機関に調査業務を委託したのが始まりでございます。その後、指定管理期間の満了前に、直近の運航状況を基に経営環境を予測した公募条件の設定をするため、知見を有する民間機関に調査を委託しているものでございます。

今回の調査では、本市の人口減少率を踏まえた収益予測や燃料単価の動向、燃料消費量の見込み、船員の賃金上昇率、船舶修繕費の見込みなどを踏まえた予測では、現行の運賃、便数で運行した場合、令和 7 年 10 月から次期 5 年間で約 1 億 3,200 万円の赤字が見込まれる結果となりました。これを解消するために運賃を 100 円値上げすることで、次期 5 年間の通算で若干の黒字が確保できる見込みとなり、民間事業者の参加が期待できるというのが調査結果の概要でございます。

次に、2 点目の、運賃値上げは市民の負担感を増大させ、島離れや通院控えによる健康悪化につながるおそれについてでございます。

当然、運賃を値上げすれば利用者は負担感を感じるものと思います。さらに通勤・通学に要する経費が増加することで島を離れたたり、通院控えが生じるおそれがあると考えます。

しかし、最も悪いシナリオは、この航路が維持できなくなることです。

国の港湾調査のデータによりますと、本市を運航する航路の乗降客数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、令和元年に年間約 199 万人であった利用者は、令和 4 年には約 155 万人まで減少しております。僅か数年の間にマイナス約 45 万人と急激に減少しており、現時点においてもコロナ前に想定した乗降客数の水準には回復していない状況にあります。そうした大変、厳しい経営環境にあって、切串／天応航路においては、12 月 20 日から運賃の値上げと合わせて減便が実施されました。

また、他の航路においても、運賃の値上げや三高航路、中町航路のような県の補助制度の活用も検討されているとお伺いしております。

このように、利用者の減少により、さらなる経営悪化が懸念される大変、厳しい状況ではございますが、市民の皆様の生活を支える大切な航路であることから、市として公共交通網の維持に可能な限り力を注いでまいります。

次に、3点目の、次期指定管理期間で指定管理料を設定する必要についてでございます。

市内の航路は、どれも利用されている方にとって必要な生活航路であり、先ほどの答弁と重なりますが、航路を含めた公共交通網の維持に可能な限り力を注ぐ必要があると認識いたしております。

このため、一部航路においては、県の補助制度を活用して航路の維持を図っているところであり、同様の考え方の下、市民負担の軽減のため、市が指定管理料を支払うことで料金の値上げを抑制するという方法は、選択肢の一つであると考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、現行の料金、便数で維持した場合、次期5年間は、合計約1億3,200万円の赤字となるとの推計が出ているため、航路を維持するためには最低限この額を誰かが負担する必要があるとございます。

また、本市の人口減少傾向を鑑みると、将来的にこの赤字額は増加していく可能性が非常に高いと考えております。

小規模自治体である本市の財政が耐え得る負担の範囲、そして受益者である利用者の皆様に負担を求めることが可能な範囲を見極めながら、持続可能性を模索していく必要があると考えております。

次に、4点目の、爽快かつ快適な通学・通勤風景の発信による移住定住の促進についてでございます。

航路を利用することで、数十分で都市圏である広島市、呉市との往来が可能な環境は、本市の強みの一つであり、移住相談に来られた方に対してセールスポイントとして必ずPRしている点でございます。また、ふだんの生活で航路を利用されない市外の方は、船に乗ること自体を特別な体験と捉え、大変喜ばれるケースが多くございます。瀬戸内海の美しい穏やかな海を渡る航路でゆったりと通勤・通学する姿は、移住希望者に対して十分な訴求力を持つ素材になり得ると考えており、こうした素材の動画発信による移住促進について前向きに検討していきたいと考えております。

次に、5点目の、ダイヤ改正による利便性の向上についてでございます。

一般的に生活交通は、通勤・通学者が移動する時間帯に多くの需要が発生するため、朝夕のラッシュアワーに便数を多めとするダイヤ設定をしております。

また、中町航路においては、早朝・夜間の移動を可能とすべく、朝5時台発の便を設けるとともに、市内の航路で最も遅い夜23時台着の便を設けております。さらには日中の移動需要が少ない時間帯においても極力運航間隔が開き過ぎないように調整しているところです。

ダイヤの設定には、航路の往復運航に係る所要時間のほか、船員の労働時間や勤務時の休憩時間の確保など考慮すべき他の条件もございます。中町航路においては、指定管理者と一緒に、こうした運航上の制約を踏まえながら、可能な範囲において、極力利便性が確保されたダイヤ編成となるよう心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 市長から丁寧な答弁をいただきました。

まず、早瀬大橋の長期大規模改修工事の見学会の実施について、非常に前向きな答弁をいただきました。私はこの早瀬大橋が好きです。ループ橋の第一音戸大橋とは異なり、白くて凜としたそのたたずまいが印象的な早瀬大橋をこども心に誇らしく思い、育ってきました。50年前の早瀬大橋開通式典において、紋付袴姿の親子3世代がこの橋を渡り初めて以降、橋とともに江田島市民の日々の暮らしはあります。早瀬大橋を渡り、島の外に出て、この大橋を渡って島に戻ってきた人がこれまで幾人あったかしれません。物流も含めて考えるならば、この橋の恩恵を受けていない江田島市民はいないと言っても過言ではありません。今日、島の経済を安定的かつ効率的に回すため、なくてはならない交通の一大結節点として、非常に重要な役割を果たし続けているのが早瀬大橋です。

この夏、大規模改修工事が進む中、家族で歩いて早瀬大橋を渡りました。いつもは車窓から横目に遠望するだけの橋上からの景色がまるで違うものに感じられました。山下明生先生の「島ひきおに」のモチーフとなった引島の島並みはひととき美しく感じられましたし、能美島と倉橋島とのほざまの海路を島を引いてさまよう鬼の姿がおのずから思い浮かべられもしました。スピードを落とすことで見えてくる景色もあるのではないかと思います。

早瀬大橋は、私たちの暮らしを支える非常に重要なインフラ施設です。例えば、児童生徒を対象として、地域学習と組み合わせで見学会を実施するとか、広く県民を対象に健康づくりウォーキングに合わせて見学会を開催するとか、船による海路での島巡り有料ツアーのプログラムの一つとして工事見学会を組み込むとか、見学会プラスアルファの取組として実施していくならば参加者の裾野を拡大することができるのではないか、多くの県民、市民に私たちの暮らしを支える身近なインフラ施設に対する理解を一層深めていただける機会となるのではないか、このように考えます。

非常に長期間に及ぶ一大工事です。恩恵を受けるのは江田島市民であります。今後も広島県主体の事業が円滑に進められていくよう、地元として国、広島県に対して所要額の確保に向けて要望活動を行うとともに、見学会プラスアルファの取組についても御検討いただきたいと思います。

続いて、2点目の、中町・高田／宇品航路の今後の在り方についてです。

市長から非常に丁寧な答弁をいただきました。行政側の問題意識についてはよく分かりました。

先月、江田島市は、市制施行20周年という大きな節目を迎えることができました。これというのも、合併以来この島を愛し、この島の未来を見据えて取り組んでこられた先人たち、諸先輩方の努力のたまものです。この点を議員として深く心に刻むとともに、立場によって意見の分かれる難しい課題についても議会人の一人として真剣に向き合い、そして、江田島市の課題解決に資するよう今後とも議員活動が続けていきたいと考えます。

さて、このたびの12月定例会には新造船の建設に関する議案が出されています。能

美町ばかりが恵まれている、こういう声が市民の中にあることについては私も重々承知しております。

そもそも今回この一般質問をするのは、中町・高田／宇品航路が市の航路だからということがあります。民間事業者が設定した航路ではなく、この航路が公設民営の航路であるがゆえに問題にしているのです。

冒頭にも申し上げましたが、去る１１月２９日の市議会全員協議会の場で、運賃値上げの方針が唐突に示されました。これは、例えば令和３年１０月からの下水道使用料改定に先立つ議論の過程と比べた場合に性急過ぎるとの感は否めません。一般会計からの多額の繰り出しが問題となっていた下水道事業については、使用料の値上げについて、約２年をかけて丁寧に議論を続けてきました。それに比べると、今回の運賃値上げ方針の表明はいかにも唐突で、性急と言わざるを得ません。

また、このほか議会に対する行政側の通常の手続として妥当なのかどうか、大いに疑問を抱かざるを得ない点が多々ございました。

さらに言えば、公共交通を維持するにはお金がかかるということは、江田島バスの一例を見ても明らかです。

こうしたことが私の問題意識の背景にあることを申し上げて、２点の再質問をいたします。

１点目の、次期５年間の指定管理者募集要項の策定に先立つ調査委託業務の概要についてです。

平成２７年度に、それまでの市直営の運航体制を改めて指定管理者制度へと移行するに至った理由や公募要項を策定する前に民間の専門機関に調査委託業務を委ねるようになった経緯を含めて市長から答弁をいただきました。こういう説明の一端なりとも予算審査特別委員会の場で分かりやすく、丁寧に説明しておいていただければという気がしてなりません。

まず、私がここで問題にしている調査委託業務とは、令和６年度一般会計当初予算に盛り込まれていた中町航路指定管理公募アドバイザー業務委託料５５０万円のことです。同様の業務委託は５年間という指定管理期間の満了前に、直近の運航状況を基に経営環境を予測した公募条件の設定をするため、知見を有する民間機関に調査を委託しているとのことです。調査業務を委託するのは今回が３回目ということです。

去る３月５日、江田島市議会２月定例会の予算審査特別委員会総務文教分科会の場で、まさにこの業務委託料の詳細を説明するよう酒永委員と平本委員がそれぞれ質問をされています。なぜこの業務委託を５５０万円もかけて行わなければならないのか、それほどお金を積み上げてまで外部に頼まなければならない業務なのか、市役所内部でできる仕事ではないのかなど、るる疑問が湧き起こったのを覚えています。平本委員は、まさにこの点を質問されていたのです。これに対して簡潔かつ的確な説明はありませんでした。

そもそも当初予算案ともなれば、審査する案件が多岐にわたり膨大な数に上ります。行政の皆さんはそれぞれの分野の専門家です。今後は、委員からの質問に対して、簡潔かつ的確な説明を徹底していただくのみならず、この間、議会側から要請しているよう

に、事業説明書といった事業の内容が端的に把握できる資料を議会に提供するなど、審議の充実につながる取組を求め、次の点に移ります。

2点目の、運賃値上げが市民の負担感を増大させ、島離れや通院控えによる健康悪化につながるおそれについて答弁をいただきました。コロナ禍を経て、今日なお乗降客数が思うように回復していないこと。また、原油高や人件費の高騰など航路事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増していることは非常によく分かります。そうした中であっても、航路を維持できなくなるという最悪のシナリオだけは回避しなければならない。私自身もこのように考えます。

ただし、考え出された対応策が運賃を100円値上げすることというのは、いかにも唐突だと感じます。今後の行財政運営を考えた場合、市として何を大事に思い、限られた財源をどこに振り向けていくのかという点は、大いに議論の余地があると考えます。

この島に暮らす市民の中には、それこそ歯を食いしばってこどもを広島市内の学校に通わせている保護者が多くいます。既にこどもの学習環境や通学に係る経済的負担を考慮して島の外に家を建てて転出した方や、こどもの高校進学タイミングで島外に引っ越すことを決めている子育て世代がいます。通学定期券代が高く、それに対する市の助成は3分の1にとどまりますので、たとえ島での暮らしにほれ込んでUターンなり移住なりしたという方でも、こどもが成長するにつれて経済的負担を考慮して対岸の広島市なり廿日市市、坂町なり呉市に引っ越そうかということを考えている方も現におられます。月に1度、広島市内に通院する高齢者にとっても、通院に要する船賃は今でも非常に大きな負担としてのしかかっています。片道1,000円の一線を超えとなればなおさらそうです。年金暮らしの高齢者にとって、片道100円値上げして1,080円にしたいという提案は、単に負担感が増すというのみならず、江田島市のまちづくりに対する姿勢を示すものとして、相当に大きな心理的なダメージを与えるものと懸念しております。この点を指摘して、次の点へと移ります。

3点目の、次期指定管理期間で指定管理料を設定する必要性について答弁をいただきました。

小規模自治体である本市の財政が耐え得る負担の範囲、そして受益者である航路利用者の皆様に負担を求めることが可能な範囲を見極めながら方針を整理するとのこと。しっかりと方針を整理していただきたいと思います。

歳入のさらなる確保と歳出を不断に見直すことが行財政運営の基本だろうと思います。江田島市として、財政再建や行財政運営の健全化に向けてしっかりと取組を進めてきた果てに、これについてはどうしても利用者に負担をお願いしなければならないということであれば、先ほど市長に御説明いただいた現状はよく理解できます。

しかしそうではないと考えます。一例を挙げれば、現在の行財政経営計画の取組状況については、27の実行項目のうち実に11の実行項目のスケジュールが実際の取組状況に鑑みて後ろ倒しされています。江田島市が自ら掲げた取組実行項目です。できなかった原因をきちんと分析し、改善策を講じていかなければなりません。

それはさておき、この行財政経営計画の取組実行項目の21番目に掲げられているのが指定管理者制度の適切な活用です。現在、指定管理者制度を導入している市所有の施

設は多くあります。ただし、指定管理料が発生するものがある一方でゼロ円で指定管理に出している施設も多くあります。

このパネルですけれども、これは11月29日の全員協議会で配付されたものを私のほうで一部加工したものであります。これの2番のところですが、中町／宇品航路の現状とありまして、表中、小用／宇品航路や切串／宇品航路、三高／宇品航路などが並べられております。私は公設民営の航路を民間航路と比べるということにそもそもの違和感があります。むしろここに並べるべきは、現に指定管理料を払っている施設なのではないかと感じました。そのため今日持ってこさせていただいた次第であります。

それでですね、江田島市には、指定管理者制度を導入した市所有の施設はたくさんあるわけですが、指定管理料が発生するものがある一方でゼロ円指定管理の施設もあると。このうち受益者が専ら特定業界の方々に限られる施設については、本来、賃貸借契約を結ぶべきではないかと考えます。また、市民のごく一部の方にしか利用されていない施設の場合、そもそも指定管理料を出すこと自体が妥当なのかどうか議論の余地があるように考えます。さらに言えば、人件費として指定管理料を設定した施設や赤字補填的な意味合いで指定管理料を払う施設もあります。

ここで尋ねますが、そもそも指定管理料はどのようなプロセスを経て、何を基準として決めているのか伺います。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 指定管理者制度に関する御質問です。

指定管理者制度は、民間事業者の活力によってサービスの向上や維持管理費用の節減効果などを目的に、平成18年度に導入をいたしました。現在、市の指定管理施設は113施設あり、このうち指定管理料を払って管理をお願いしている施設は五つの施設となっております。

また、指定管理施設にすべきか否かの判断につきましては、施設の運営状況を踏まえ、民間の力を借りることで、人員の確保や収支の改善が見込まれるかなどを判断し、指定管理者選定委員会において管理料の設定や管理者の公募方法等を協議しているところであります。

また、指定管理料の設定につきましては、同業種の市場動向を踏まえた使用料を管理者の収入としており、それでも明らかに収支均衡が図られない場合において、光熱水費や人件費の一部を指定管理料としてお支払いしているところでございます。

今後ますます経営感覚を持った行政運営が必要となつてまいります。それぞれの施設の利用実態を踏まえながら、効率的な維持管理手法として指定管理者制度を積極的に活用していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 指定管理者選定委員会に諮って事業者の選定や管理料の設定を協議しているということです。指定管理者制度の適正な活用、これが行財政経営計画にも掲げられているわけでありますので、こうした視点からも今後、方針をしっかりと整理していただきたいと思います。

4点目の、爽快かつ快適な通学・通勤風景の発信による移住定住の促進について答弁をいただきました。

企画部は移住定住施策を所管する部局です。休止中の航路を含めて江田島市内には航路が多くあります。市外・県外の方々に広くこの瀬戸内の爽快かつ快適な通学・通勤風景を発信していただき、移住定住施策の促進を図っていただきたいと思います。

最後に、5点目の、ダイヤ改正による利便性の向上について答弁をいただきました。交通船のことで市民から寄せられる要望の一つに利便性の向上があります。例えば現在、夜、広島市内から高田港や中町港に戻る便は、宇品発20時の便の次が宇品発21時40分となっております。実に100分もの間が空いていて、このダイヤに泣かされ、そして今も泣かされている市民も多くあります。広島市内にこどもを通学させる親御さんに寄り添って考えるならば、今日は宇品発20時の便に乗れるのか、それとも間に合わず宇品発21時40分になってしまうのかということは、日々の大きな関心事項であります。ダイヤ改正に向けてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 中町航路のダイヤ改正についてでございます。

市長答弁にもありましたとおり、ダイヤを設定する際というのは様々な考慮すべき要素がございます。例えば中町航路であれば、片道30分かかりますので往復で1時間。それだけかかるという前提でダイヤを組む必要がございますし、また運航に要する船舶の数、中町だと2隻ですね。2隻が往復するという前提もございます。また、法に基づく船員の労働時間の制限というのもございますので、その範囲に労働時間が収まるようなダイヤにしなければならない、そういったような制限、いろいろな制限というのがございます。

また、中町航路は、特に生活航路でございますので、朝夕の通勤・通学の人が多い時間帯ですね。そちらのほうのラッシュアワーの便数を多くするなど、現行ダイヤについてはいろいろ考慮して設定しているところです。

しかしながら、御指摘いただいたとおり、宇品発の20時の次が21時43分ということで、この間隔が空くということ是不便ということで、そういった声があるということは、市としても指定管理者のほうも共有して、そういう声があるというのは認識しているところです。これに対してですけど、現在指定管理者と協議して、例えば、こういうことはできないかというようにちょっと検討しているダイヤ変更の案というのもございます。

また、指定管理者のほうと協議して、どうしても航路で何とかするというのが難しいということであれば、例えば21時に宇品発の三高航路がございます。今、定期は共通になっていて、中町航路の定期をお持ちの方はそのまま中町航路の定期で三高航路に追加料金なしで乗るということもできますので、それを利用していただいて、三高航路から中町方面に陸上交通で結ぶとか、そういったこともできないかなというようなことでもちょっと考えたりしております。

これらについては、ちょっと今段階ではこういうことができるかという実現可能性と探っているアイデア段階のものでございますので、引き続き交通事業者と協議

しながら実現可能な対処方法というのを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 分かりました。状況はよく分かりましたので、今後ともしっかりと話を進めていただきたいと思います。

市民が利用しやすくなる方向での取組は、利用促進を図る上でも非常に重要と考えます。この島に暮らす住民の身に寄り添う対応ができるよう、引き続き善後策を協議いただきたいと思います。

以上、これまで2項目7点について質問をしてきました。

政治家は、ともすると地域の均衡ある発展ということを言いたくなります。その気持ちはよく分かります。しかし、それは今日できないと考えます。日本社会全体が既に人口減少局面に入って久しく、本市の人口減少も幾分、和らげられたとはいえ、依然その傾向、それ自体は続いているからです。

今後、限られた人、物、お金をどこに振り向けていくのか。それも、限られた時間の中で決めていかなければなりませんし、市民に見える形で取組を進め、御理解を得ていく姿勢が必要です。

必要なのは議論です。市役所内部での議論はもとより、議会の場での丁寧な説明と議論こそが求められています。そのためには、住民を代表する機関である議会に対して、これまで以上に適宜適切な情報提供に努めるとともに、審議を尽くせる補足資料を添えるなど、より丁寧な対応をしていただくよう求めます。

土手市長に市長になっていただきたいと思い、微力ながら応援してきました。選挙戦を通じて、土手候補は、地域の均衡ある発展といった耳に心地のよい言葉は発せられませんでした。むしろ、住民の暮らしに密着した部分を大事にしていきたいという意味のことを繰り返し語っておられました。この点に私は誠実なお人柄を認めるものであり、この島の未来に道筋をつけていただける方であると確信しております。

我がまちが住民の暮らしに密着した部分を大事にするためには、今後いよいよ果敢に選択と集中を進めなければなりません。折々に繰り返しその言葉を口にしながらできておりません。財政再建を本気で進めようとするのならば、何かを選び出す一方で何かを捨てなければなりません。いろいろな立場の方がいて様々な意見がある以上、当然それは誰かの痛みを伴う改革であり、困難を伴う作業になります。

しかしながら、スピード感を持って、あえてそこに取り組まなければ、この島の未来は危ういと考えます。そのためにも、住民本位、行政本位の政策立案ではなく、この島に暮らす住民の目線で物事を考え、住民に寄り添う姿勢を示すことこそが求められています。議会对応の強化と一層丁寧な対応を改めて強く求め、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

（休憩 10時40分）

（再開 11時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、2番 筧本議員の一般質問を行います。発言を補完するためパネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。なお、内容を補完するものではありませんので、議場配付は行っておりません。

2番 筧本 語議員。

○2番（筧本 語君） 皆様おはようございます。2番議員、無会派の筧本 語でございます。

本日はお忙しい中、インターネット中継を御覧いただいております皆様に厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市制施行20周年を迎えた本市は、急速な人口減少、少子高齢化が進んでおり、合併当初3万人だった人口は現在2万人余り、高齢化率も45%を超えております。

それと反比例するように、先日、本市は令和4年、令和5年と2年連続で救急出動件数が過去最多を更新しているとの情報を耳にいたしました。総務省の資料によりますと、国も同様に2年連続で過去最多を更新しているとのことでした。

そうした中、三重県松阪市は、本年6月から、救急車を呼んでも入院にならなかった場合に、選定療養費として7,700円を徴収することとなり、各メディアで多くの反響を呼びました。また、茨城県でも同様に、12月2日より緊急性が認められなかった場合は、一部の医療機関で選定療養費が徴収されるようになったと聞いております。

現在、ほとんどの自治体で救急車は無料のままですが、出動件数が増えればその分自治体財源を圧迫します。さらに緊急性のない不要な救急要請が増えれば、緊急に病院に搬送する必要がある方への救急車の到着が遅れてしまう可能性もあります。そういった観点から、本市においても有料化を検討してはどうかとの考えから、次の点について伺います。

まず一つ目は、本市の救急搬送に関する現状と救急車の有料化を導入した場合のメリット、またデメリットについてお答えください。

二つ目は、緊急性のない不要な救急要請等を抑制し、救急車の適正な利用を推進するために、本市はどのような取組を行っているのかお答えください。

以上、1項目2点について、市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 筧本議員から、救急車の有料化について2点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。

まず、1点目の、本市の現状と救急車の有料化を導入した場合のメリットとデメリットはとのお尋ねでございます。

本市の救急は、令和4年が1,692件、令和5年が1,730件と全国と同様に、それぞれ過去最多の出動件数となっており、高齢者の人口増や感染症の流行などの影響から、今後も救急車の需要は高まることが予想されております。

また、救急搬送された方の傷病程度の内訳を見ますと、死亡・重症が約1割、中等症

が約 6 割、軽症が約 3 割となっております。軽症者の搬送は全国平均で約 5 割となっていることから、これと比較した場合、本市は 2 割程度と少なく、適正に救急車を利用いただいているものと認識いたしております。

次に、救急車の有料化については、報道等により多くの方が誤解されているものと思います。三重県の松阪市や茨城県で導入されました制度については、救急車を有料化したものではなく、平成 28 年の健康保険法改正により設けられた選定療養費の徴収対象を一部拡大したものでございます。具体的には、一般病床 200 床以上の大規模な病院へ救急搬送され、かつ救急要請時の緊急性が認められない場合においては、医療機関が患者から選定療養費を徴収する制度となっております。これは救急車以外の経路で紹介状なしに同等の医療機関を受診する際に求められる費用と同じものとなっております。

そして、有料化によるメリット、デメリットでございます。

メリットとしましては、高度で専門的な医療を提供する大規模な病院が本来の役割を果たすことができること。適切な救急医療体制の維持を支えと考えます。また、救急車利用の適正化を促せる可能性も期待できます。

一方、デメリットとしては、有料、無料の区別を市民に正しく理解してもらうことが難しいという問題がございます。そして、何より救急車が必要な際でも利用をためらうケースや、逆に、選定療養費を払えば軽度の症状でも救急車を要請できるといった誤解を招く可能性もございます。

広島県において、現在このような取組を実施している医療機関はないと理解しておりますが、今後、県内の医療機関が同様の取組を始める際には、市民の皆様が必要な場合にはちゅうちょせず救急車を呼べるよう適切な広報活動の実施に努めてまいります。

次に、2 点目の、救急車の適正な利用を推進する取組についてでございます。

本市では、広く市民に利用される公共施設や市内事業所と連携し、救急車を適正に利用するためのポスターを掲示いたしております。また、市広報紙、ホームページやフェイスブックなどの各種広報媒体により啓発活動を行っており、消防本部の実施する救急出前講座やにこにこ救急教室でも同様の取組を行っております。

さらに最近では、全国的なキャンペーンを展開している 9 月 9 日、救急の日に市内 4 か所の商業施設や港におきまして、消防職員と女性消防団員がリーフレットの配布などを行い、理解を深めていただいております。

また、救急車を要請するか判断に迷ったときに相談できる救急相談センター #7119、こども医療電話相談 #8000 や、全国版救急受診アプリ Q 助の活用も呼びかけております。

現在も救急需要は引き続き高い状況にございますので、市民の皆様が理解しやすいよう、あらゆる機会や媒体を通じて適正利用の啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 算本議員。

○2 番（算本 語君） ただいま、2 点の質問に対し多岐にわたる御答弁をいただきました。確認を含めて順に再質問させていただきます。

救急車の出動件数は、全国同様、過去最多であるが、全国と比べ軽症割合が 2 割ほど

少ないとのことでした。これは、本市の救急車の適正な利用を表すものの一つとして、とても評価できるものと思います。

さて、それでは、搬送の必要なかった件数は何件で、全国と比較してどの程度の差があるのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 救急搬送の必要なかった件数について等の質問でございます。お答えします。

まず、救急出動した場合、原則、傷病程度に応じた医療機関へ傷病者を搬送します。しかしながら、死後硬直や死斑が認められるなど明らかに死亡している場合や、本人が搬送を拒否する場合などは、救急隊が現場で不搬送と判断することもあります。

そして、お尋ねの搬送の必要なかった件数でございますが、令和4年は120件、令和5年は113件、令和6年は12月23日現在で109件となっており、いずれも出動件数全体の約7%となっております。

それから、搬送件数の比較でございますが、総務省消防庁の公表データによりますと、全国の不搬送件数の割合は全体の約14%となっているため、本市は全国に比べ7%程度少ない状況となっております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 救急出動した場合、原則、傷病程度に応じた医療機関へ傷病者を搬送しなければならないことと、不搬送の割合も全国と比較して少ないことは理解しました。引き続き適切な判断を心がけていただきたいと思います。

さて、判断といえば、救急出動の必要性は誰がどのように判断しているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 救急出動の判断についての御質問でございます。

市民の方などから119番での通報や加入電話により相談があった場合には、それを受信しました消防本部の通信指令員が傷病の状態を聞き取り、救急出動の要否を判断しております。

しかしながら、電話のみでは判断し難い面もありますので、明らかな相談以外は、基本的には救急車を出動させ、現地で救急救命士が傷病程度を確認し、搬送の要否を判断しております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 確かに声だけで判断するのは難しいとは思いますが。その点を悪用してか、明らかに緊急性のない状況で救急車をタクシー代わりに使おうとする事例が増えていると全国的に話題となっております。本市でもそういった事例はあるのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 救急車をタクシー代わりに使うかという事例についての御質問です。

本市では、一般的にタクシー代わりにと言われている、例えば蚊に刺されてかゆいとか、海水浴によって日焼けしてひりひりするとか、病院でもらった薬がなくなったなどの救急要請はございません。

また、症状は軽微ではありますが交通手段がない、どこの病院に行けばよいか分からない、または定期的な通院でタクシー代わりに救急車を常用される事例もございません。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○２番（筧本 語君） 了解しました。本市ではそういった事例がないということで、救急に対する市民の意識の高さを誇らしく感じます。

さて、先ほどの市長答弁において、一般病床２００床以上の大規模な病院へ救急搬送され、かつ救急要請時の緊急性が認められない場合などに医療機関が患者から選定療養費を徴収するものとなっているとおっしゃられましたが、本市には２００床を超える病院はないと記憶しております。本市において市民が選定療養費を徴収されるシチュエーションはあるのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 選定療養費に関する御質問です。

本市においては、選定療養費を徴収する一般病床が２００床を超える医療機関がないため、同費用を徴収されることは、現在のところないものと認識しております。

なお、呉市や広島市にある大規模な医療機関においても、先ほどの市長答弁のとおり、救急搬送時において選定療養費を徴収されることはないと理解しております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○２番（筧本 語君） 選定療養費を徴収されることはないことは理解いたしました。しかしながら、今後、広島県でも徴収される日が来ないとも限りませんので、幅広く情報収集に努めていただきたいと思います。

次に、必要経費についてお尋ねします。

東京都では、救急車１回の出動に約４万５，０００円の経費がかかっていると聞いておりますが、本市の１回の出動経費をお答えください。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 救急の出動経費に対する御質問です。

東京都の算出方法を参考に算出しますと、江田島市での救急出動１回当たりに係る経費は約２万１，０００円でございます。なお、この経費算出の内訳は、救急事業に係る人件費や物件費、維持補修費などに係る経費の合計を出動総件数で割り、１件当たりの出動経費を算出しております。

これは全体コストの案分という集計方法で算出しているもので、案分基準が異なることや、精度の高い原価計算ができていない課題があると言われておりますので、あくまでも目安の金額となっております。ちなみに出動経費を１年当たりで換算しますと、直近の令和５年は救急件数が１，７３０件のため約３，６３３万円となります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 1回当たり2万1,000円とのことですが、本市の場合、どうしても市外の大規模な病院へ搬送する必要があります。その際、カーフェリーを利用するケースが多いと思われますが、費用の負担はどのようなになっているのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 救急車のフェリー利用の費用負担の御質問です。

広島市や呉市への病院搬送時において、フェリーを利用する場合には、車両及び旅客運賃が必要となりますが、この費用につきましては行政のほうで負担をしております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 緊急を要する場面では、本市において船の利用は必要不可欠ではありますが、さらに緊急を要する場面での最たる例として、ドクターヘリを要請する場合があります。

では、本市のドクターヘリ出動要請数はどのくらいあったのでしょうか。また、費用負担割合がどのようなになっているのかお答えください。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） ドクターヘリに関する御質問です。

まず、ドクターヘリの要請件数ですが、令和4年が56件、令和5年が49件、令和6年が12月23日現在ですが47件でございます。

そして、費用についてですが、ドクターヘリは県の単独事業として運営しておりますので、本市が運営に係る経費を負担することはございません。

なお、搬送される傷病者につきましては、ドクターヘリによる搬送自体に費用はかかりませんが、救急現場やドクターヘリの中で行われた治療に係る医療費について、医療保険制度に基づいて請求されることとなっております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 想像以上に出動要請されている印象でしたが、県の単独事業ということで、今後もしっかりと適正な判断でドクターヘリを活用していただきたいと思います。

次に、2点目の、救急車の適正な利用を推進する取組についてお伺いします。

市公式ホームページやフェイスブックなど各種広報媒体により啓発活動を行っているとのことでしたが、市消防独自の各種アカウントなどあれば紹介してください。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 各種アカウントについてお答えします。

消防本部、消防団独自ではInstagramを利用しております。アカウントとしましては、消防本部がe t a j i m a _ _ f d _ _ 1 1 9、消防団がs h o b o d a n _ _ e t a j i m a _ _ c i t y、女性消防分団がe t a j i m a _ _ o l i v e t a iで運用しております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 比較的若者に親しまれているインスタグラムを利用している点は、若い世代に対するアピールに大変、有用であると考えますので、ぜひ続けていただきたいと思います。ちなみに私は全てフォローさせていただいております。

続きまして、消防本部の実施する救急出前講座やにこにこ救急教室についてお尋ねします。こちらの開催実績はどの程度あるのでしょうか、お答えください。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 各種講座等の開催実績についての御質問です。お答えします。

令和5年度につきましては、普通救命講習及び応急救護講習が実施回数56回、受講者数が980人、にこにこ救急教室が実施回数18回、受講者数64人です。予防救急が実施回数22回、受講者数543人、合計、実施回数が96回です。受講者数が1,587人でございます。

また、令和6年度につきましては、11月末現在の数字となりますが、普通救命講習及び応急救護講習が実施回数51回、受講者数821人、にこにこ救急教室が実施回数24回、受講者数が275人、予防救急が実施回数4回、受講者数58人、合計として実施回数が79回、受講者数の総数が1,154人でございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 詳しくありがとうございます。年度途中なので昨年度との比較は難しいところですが、予防救急の実施回数が大幅に減っているところは気になりました。こういった講習や教室は引き続きしっかりと行っていただきたいと思います。

さて、救急車を要請するか判断に迷ったときに相談できる救急相談センター＃7119、こども医療電話相談＃8000や全国版救急受診アプリQ助の活用を呼びかけているそうですが、過去、本市で利用された実績はあるのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 相談センター等への利用実績についての御質問です。

本市での利用実績につきましては、まず、救急相談センター＃7119は、広島広域都市圏備後圏域で行っておりますが、本市の利用実績につきましては、令和4年度は142件で、そのうち救急要請に至りました件数が34件です。令和5年度は、利用実績が170件、そのうち救急要請に至った件数が22件、令和6年度は、11月末現在の数字ですが、利用実績が137件、そのうち救急要請に至った件数が16件となっております。

次に、こども医療電話相談＃8000につきましては、広島県健康福祉局医療介護政策課が所管しており、本市の利用実績につきましては、令和4年度及び令和5年度がそれぞれ89件、令和6年度につきましては、10月末現在の数字になりますが47件となっております。

最後に、全国版救急受診アプリQ助につきましては、住民自らがスマートフォン等を

活用して緊急度判定を行うものであるため利用実績を把握することはできません。

以上です。

○議長（酒永光志君） 筧本議員。

○２番（筧本 語君） 了解しました。今後もこういった相談ダイヤルやアプリの活用を啓発し、より適正な救急要請につなげていただきたいと思います。

さて、冒頭の松阪市や茨城県の実施した選定療養費については、救急車の有料化とは一概に言えるものではありませんでしたが、今後も全国的に救急出動件数が増加していけば、いずれ救急車の有料化は避けては通れないものとなると考えます。特に少子高齢化が顕著な本市においては、全国に先駆けて対応を迫られる日が来ることは想像に難しくありません。

しかしながら、市長が答弁したとおり、有料化した場合、本当に救急車が必要な際でも利用をためらうケースが増えてしまうと本末転倒となってしまいます。そうならないためにも、救急車利用の適正化を図る啓発活動等を積極的に行い、市民一人一人の意識の向上にしっかりと努めていただくことを切にお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、２番 筧本議員の一般質問を終わります。

これで日程第１、一般質問を終了いたします。

日程第２ 議案第８１号～日程第９ 議案第９５号

○議長（酒永光志君） この際、日程第２、議案第８１号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第９、議案第９５号 令和６年度江田島市一般会計補正予算（第５号）までの８議案を一括議題とします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。

よって平川博之総務文教常任委員長の報告を求めます。

平川委員長。

○９番（平川博之君） それでは、総務文教常任委員会、御報告させていただきます。

今定例会において、総務文教常任委員会に審査付託となりました議案８件について、その審査と経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る１２月１６日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第８１号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第８２号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第８３号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第８４号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第８５号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第８６号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、議案第９２号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結

について、議案第 9 5 号 令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）は、いずれも全員一致をもって、原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第 8 5 号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、人件費が膨らんでいく中、会計年度任用職員の雇用については、削減により市民サービス等に直接影響が出ないように取り組まれない。

議案第 9 2 号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結については、海上交通に対する市民のニーズに応えられるようサービス向上に向けた取組を進められたい。

議案第 9 5 号 令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）については、今回、排水機場維持管理事業費で工事請負費 8 0 0 万円の増額補正予算が計上されている。幸いにも、定期点検にエラーが発生し、点検箇所以外の故障が判明したとのことである。今後、点検項目を見直すなど、事故防止に向けた取組を進められたい。

また、財政調整基金の繰入額が大幅に増額されている。財政調整基金の取崩しが続くことは、将来的な財政の安定性に影響を与える可能性がある。歳出の見直しや歳入の増加策を検討する必要がある。特に、歳出の増加要因については、詳細な分析と対策をされたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、平川博之総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

議案第 8 1 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第８２号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第８３号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第８４号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第８５号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第86号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第92号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第95号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 87 号～日程第 19 議案第 100 号

○議長（酒永光志君） この際、日程第 10、議案第 87 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてから、日程第 19、議案第 100 号 令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 10 議案を一括議題とします。

本件は、産業厚生常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、長坂実子産業厚生常任委員長の報告を求めます。

長坂実子産業厚生常任委員長。

○7 番（長坂実子君） それでは、今定例会において産業厚生常任委員会に付託審査となりました議案 10 件について、その審査の過程と結果を報告申し上げます。

本委員会では、去る 12 月 17 日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第 87 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、議案第 88 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、議案第 91 号 江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例を廃止する条例案について、議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第 96 号 令和 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 97 号 令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 98 号 令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 99 号 令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 100 号 令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、委員から述べられた主な質疑と意見を申し上げます。

議案第 87 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、幸ノ浦老人集会所を幸ノ浦集会所に変更する条例案です。本市の公共施設の再編整備の方針では、本来であれば大須、幸ノ浦地区に大幸交流プラザが新設されたので、幸ノ浦老人集会所は廃止か地元譲渡となるはずですが、このたびの条例案では、幸ノ浦老人集会所を幸ノ浦集会所へと位置づけ直し、市の管理施設のまま残すものになっていることについて、経緯の詳細や現在の利用状況、今後の集会所管理の方向性など質問が多くありました。市民生活部長より、幸ノ浦老人集会所は、災害時の一時避難所になっている実態と、集会所の土地が宅地ではなく用悪水路のため建物の登記ができておらず、地元

に譲渡ができないという特殊な事情に鑑みて、当面、暫定的に市の集会所として残し、将来的に集会所を使わなくなるか避難所を移すことができれば、幸ノ浦集会所は廃止するとの説明がありました。

続きまして、議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について、江田島市ふるさと交流館の指定管理者に三興建設株式会社を指定する内容です。

事前説明のあった全員協議会では、説明資料が少なく、また、今回、提出された議案の説明資料も十分なものとはいえず、委員からは、指定管理者における事業内容や事業者が行うふるさと交流館の改修内容の詳細について尋ねる質問が多くありました。今後、委員会の場で、円滑かつ充実した審議を尽くすためにも、分かりやすい資料を添付するなど丁寧な対応を強く求めます。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、長坂実子産業厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、日程第10、議案第87号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第88号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議案第９１号 江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例を廃止する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第９３号 公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第９４号 公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第９６号 令和６年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第９７号 令和６年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１７、議案第９８号 令和６年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１８、議案第９９号 令和６年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予

算（第２号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１９、議案第１００号 令和６年度江田島市下水道事業会計補正予算（第２号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。１３時まで休憩いたします。

（休憩 １１時５５分）

（再開 １３時００分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２０ 議案第１０１号

○議長（酒永光志君） 日程第２０、議案第１０１号 令和６年度江田島市一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第１０１号 令和６年度江田島市一般会計補正予算（第６号）でございます。

令和６年度江田島市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２，６１０万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７０億９，４２１万円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

内容につきましては、総務部長及び福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第１０１号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の８、９ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額補正です。

続きまして、歳出です。

今回の歳出補正予算は、国の補正予算に伴います物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援に係る補正です。

１０ページ、１１ページをお願いします。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費は、低所得世帯への物価高騰対策給付金の支給に係る給付金及び事務費の増額補正です。

予算書の４ページにお戻りください。

第２表 繰越明許費補正です。

給付金の期限を５月末とするため、繰越明許費を設定させていただくものです。

なお、事項別明細書１２ページから１３ページに給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） この補正予算の具体的な事業内容につきましては、別添資料により説明をいたしますので、本日お配りをしておりますＡ４、１枚物の議案第１０１号参考資料をお願いいたします。

物価高騰対策給付金についてでございます。

１、趣旨でございます。

令和６年１１月２２日の閣議において決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援が盛り込まれました。このため、国の方針に基づき、低所得者世帯に対する物価高騰対策給付金を支給し、低所得者世帯を支援するものでございます。

次に、２、事業の概要でございます。

（１）事業名は、物価高騰対策給付金支給事業で１０分の１０、全額国庫負担でございます。

（２）対象者は、①の住民税非課税世帯で、令和６年１２月１３日の基準日において

住民基本台帳に登録がある方で、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯。②の住民税非課税世帯で18歳以下の児童がいる世帯でございます。

続きまして、給付額でございます。

①の住民税非課税世帯は、1世帯当たり3万円で4,000世帯を見込んでおります。②の世帯は3万円に児童1人当たり2万円を加算し、対象児童数は200人を見込んでおります。

続きまして、予算措置でございます。

事業実施に伴う総事業費は1億2,610万円でございます。

続きまして、受付方法でございます。

これまで同種の給付金の支給を受け、口座情報を把握している世帯につきましては、申請を要することなくプッシュ型により直接振込いたします。上記以外で対象と思われる世帯につきましては、支給要件確認書を送付し、市の窓口に提出をいただきます。提出のあった書類の内容を審査した上で支給決定、振込をいたします。

続きまして、期限でございます。

期限は令和7年5月31日までといたしております。

なお、年度をまたぐことから、議会の議決をいただき、予算を一部繰り越した上で支給したいと考えております。

次に、3、今後のスケジュールでございます。

補正予算を議決いただきましたら、対象世帯には1月中旬に通知をし、1回目の支給は1月30日を予定しております。以降、順次支給してまいります。

広報周知につきましては、市のホームページ、市広報紙等により行います。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） 支給開始のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

支給開始は、第1回目の支給が令和7年1月30日が予定されているということでございますが、この支給、5月の31日までが期限ということになってます。大体どれくらいで終わらせたいと、期間ですね、給付期間をどれくらいで終わらせて、これがあまり広がると、うちには来てるけどもあそこには行ってないよというのがちょっと出てきたりしますから、できるだけ短い期間で給付が行われるのがいいのかなという気がいたしますが、その点について伺います。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 対象世帯数を4,000世帯と見込んでおりますけれども、これまでの給付金の実績がある世帯が約3,500世帯ございます。この3,500世帯につきましてはプッシュ型で1月30日に振込が可能と今、考えております。残りの400から500世帯についてはですね、順次、申請をいただくこととなりますけれども、広報周知をしっかりと行って、できるだけ早い段階で申請をいただき、支給

を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議第7号

○議長（酒永光志君） 日程第21、発議第7号 江田島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

岡野数正議会運営委員長。

○8番（岡野数正君） 発議第7号 江田島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案について。

地方自治法第109条第6項及び江田島市議会会議規則第14条第2項の規定によりまして、提出をいたします。

令和6年12月25日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会議会運営委員会委員長 岡野数正。

内容については別紙のとおりでございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 発議第 8 号

○議長（酒永光志君） 日程第 2 2、発議第 8 号 核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書案についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

平川博之議員。

○9 番（平川博之君） 発議第 8 号。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会議員 平川博之。

賛成者 江田島市議会議員 山本一也。

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 長坂実子。

賛成者 江田島市議会議員 古居俊彦。

賛成者 江田島市議会議員 上本雄一郎。

核兵器禁止条約第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求める意見書案について。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官です。

内容については別紙のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（酒永光志君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで、令和 6 年第 5 回江田島市議会定例会を閉会します。
本日は御苦労さまでした。

(閉会 1 3 時 1 4 分)

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江 田 島 市 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員